

第1回 太陽光発電事業に係る条例検討会議

日 時 令和8年5月22日（金）
午後2時から
場 所 千葉県庁議会棟1階
第1会議室

次 第

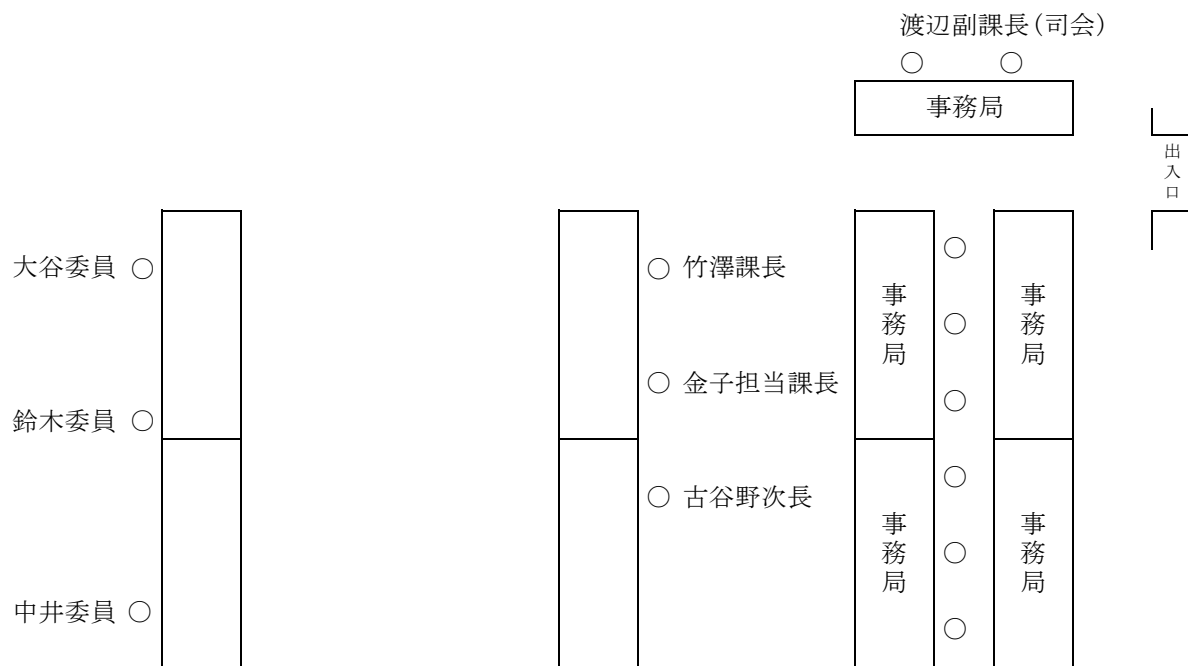
- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 あいさつ
- 4 座長の選任
- 5 議 題
 - (1) 太陽光発電事業の現状と課題について
 - (2) 条例の骨子案について
 - (3) その他
- 6 閉 会

【配付資料】

- 資料1：太陽光発電事業の現状と課題について
資料2：条例骨子案
資料3：条例骨子案イメージ図
資料4：議論いただきたい論点
参考：太陽光発電事業に係る条例検討会議設置要綱

第1回太陽光発電事業に係る条例検討会議
席次表

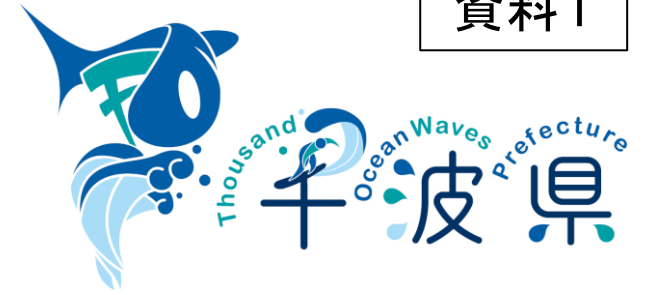
日時： 令和8年5月22日（金）
午後2時から
場所： 議会棟1階 第1会議室



太陽光発電事業に係る条例検討会議 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・役職	専門分野
大谷 益世	公認会計士、税理士	企業会計
鈴木 庸夫	千葉大学 名誉教授	行政法
中井 検裕	東京科学大学 名誉教授	国土計画・都市計画
増川 武昭	一般社団法人太陽光発電協会(JPEA) 事務局長	太陽光発電



太陽光発電事業の現状と課題について

令和8年5月22日

環境生活部温暖化対策推進課



1 概要

- 太陽光発電事業は、FIT制度創設により急速に導入が進んできた。
- 一方、災害、環境や景観への影響、地域住民とのトラブルなどの問題が発生している。
- これらの問題に対し、現行法令だけではカバーしきれない部分がある。

2 千葉県における太陽光発電事業の導入状況

(1) 長期目標

2050年 カーボンニュートラル実現

(2) 県内の導入状況 【2024年度】

年間電気使用量	37.9 TWh
太陽光発電発電電力量	4.6 TWh
太陽光発電ポテンシャル発電電力量	67.8 TWh

※値は、環境省作成の「自治体排出量カルテ」より引用。

2 千葉県における太陽光発電事業の導入状況

○出力別FIT・FIP認定状況 【2025年6月末時点】

	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000kW以上	合計
導入件数 (件)	165,740	31,425	941	407	519	28	199,060
導入件数 全国順位	6位	4位	8位	2位	2位	15位	4位
導入容量 (MW)	725	1,002	252	283	806	525	3,593
導入容量 全国順位	5位	2位	7位	2位	2位	14位	3位

※資源エネルギー庁の発表データを取りまとめ。地上設置、建築物上設置の両方を含む。認定移行分を含む。

3 太陽光発電事業における問題

(1) 災害の発生

土砂崩壊、濁水、設備の飛散、火災

(2) 環境、景観への影響

生活環境や自然環境、景観への悪影響

(3) 地域住民とのトラブル

住民の不安、反対運動

4 現行法令の規制状況と課題

(1) 災害の発生

○土砂崩壊、濁水

関係法令：盛土規制法、森林法 等

規制状況：開発行為に対する県等の許可

課題：許可対象外への対応、造成後の維持管理への対応

○設備の飛散、火災

関係法令：電気事業法

規制状況：技術基準への適合・維持義務、国への届出

課題：自主的な保安が原則

4 現行法令の規制状況と課題

(2) 環境、景観への影響

○生活環境・自然環境への悪影響

関係法令：騒音規制法、環境影響評価法、自然環境保全法 等

規制状況：一定の基準以上、指定区域内における規制

課題：規制対象外への対応

○景観への悪影響

関係法令：景観法

規制状況：景観行政団体（県、市町村）による規制

課題：地域ごとの対応の格差

4 現行法令の規制状況と課題

(3) 地域住民とのトラブル

関係法令：再エネ特措法（FIT/FIP制度）

※認定された再エネ電気の固定価格(FIT)又は市場連動(FIP)による買取制度

規制状況：認定要件による適正な事業実施の確保

（住民説明会、認定情報の公表、パネル撤去費用積立）

課題：認定外施設への対応

※令和9年度から地上に設置する太陽光発電施設は
認定対象外

4 現行法令の規制状況と課題

(4) 制度的な限界

現行の法令では計画から廃棄までのライフサイクルに対し、カバーしきれない部分がある。

- (例)
- ・ 事業全体の遂行能力の確認ができないこと
 - ・ 事業者に関する情報公開が不十分であること

(仮称) 千葉県太陽光発電施設の規制に関する条例 骨子案イメージ

1 目的

再生可能エネルギーの活用が地球温暖化対策において重要であることに鑑み、太陽光発電施設について必要な規制を行うことにより、災害の発生を防止し、地域環境を保全するとともに、地域と共生した太陽光発電施設の導入が図られることを目的とする。

2 定義

(1) 太陽光発電施設

太陽光を電気に変換する施設（建築物の屋根等に設置するものを除く。）をいう。

(2) 大規模太陽光発電施設

出力1,000kW以上の太陽光発電施設をいう。

3 県等の責務

県の責務について規定する。

また、太陽光発電施設の設置者その他の関係者の責務について規定する。

4 太陽光発電施設の設置に当たり遵守すべき基準

知事は、太陽光発電施設について次に掲げる基準を定めるものとする。

- (1) 防災上の措置に関する基準
- (2) 安全性の確保に関する基準
- (3) 周辺環境の保全に関する基準
- (4) 周辺地域の景観との調和に関する基準
- (5) 維持管理に関する基準
- (6) 廃止に向けて行う措置に関する基準

5 努力義務

太陽光発電施設の設置者に、当該施設に関し、4の基準を遵守するよう努めることを義務付ける。

6 大規模太陽光発電施設の設置の許可等

(1) 設置の許可

大規模太陽光発電施設を設置しようとする者に、知事の許可を受けることを義務付ける。

(2) 許可の基準等

知事は、次のアからエまでの基準を満たすと認めるときは、許可をするものとする。

ア 設置管理の計画が4に掲げる基準を遵守したものであること。

イ 申請者が大規模太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ウ あらかじめ設置管理の計画の内容等を住民説明会の開催等によって周知していること。

エ 申請者が欠格事由に該当しないこと。

(3) 情報公開

県は、許可に係る基本情報の公開を実施する。

(4) 変更許可

許可に係る事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合に、あらかじめ変更許可を受けることを義務付ける。

なお、軽微な変更については、届出を義務付ける。

(5) 譲受の許可等

大規模太陽光発電施設の譲受等については、あらかじめ知事の許可を受けること等を義務付ける。

7 大規模太陽光発電施設の設置者の義務

(1) 維持管理

大規模太陽光発電施設について、許可を受けた維持管理の計画に従い維持管理することを義務付ける。

(2) 情報公開

大規模太陽光発電施設に係る基本情報の公開、標識の掲示その他の情報公開を義務付ける。

(3) 定期報告

施設の維持管理状況や、設置者の経理的基礎について、知事への定期的な報告を義務付ける。

(4) 事故、災害等の報告

大規模太陽光発電施設において事故や災害等が発生した場合に、知事への報告を義務付ける。

(5) 大規模太陽光発電施設の廃止

大規模太陽光発電施設の供用を廃止しようとする場合に、あらかじめ廃止計画の届出を義務付け、パネル等の適正な処理等を義務付ける。

8 実効性の確保

(1) 勧告、措置命令、罰則等

大規模太陽光発電施設の設置者に対する立入検査、報告徴収、勧告・公表、命令、許可取消、罰則（無許可設置、命令違反等）などの規定を設ける。

(2) 指導・助言

知事は、大規模太陽光発電施設の設置者に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

9 適用関係

(1) 適用除外

国及び地方公共団体が設置する大規模太陽光発電施設については、6から8までは適用しない。

(2) 市町村との関係

市町村がこの条例と同様の規制を独自に実施する場合、市町村の申出に応じて、この条例の規定の適用を除外することができることとする。

(3) 経過措置

この条例の施行の日前に設置され、又は設置の工事に着手された大規模太陽光発電施設について、必要な経過措置を設ける。

【総則】

<目的>

●再生可能エネルギーの活用が地球温暖化対策において重要であることに鑑み、太陽光発電施設について必要な規制を行うことにより、災害の発生を防止し、地域環境を保全するとともに、地域と共生した太陽光発電施設の導入が図られることを目的とする。

<定義>

- 太陽光発電施設
- 大規模太陽光発電施設(出力1,000kW以上)

<責務>

- 県
- 太陽光発電施設の設置者 等

【規制手段】

<遵守すべき基準> 全ての太陽光発電施設の設置者に遵守の努力義務

- 防災上の措置
- 安全性の確保
- 周辺環境の保全
- 周辺地域の景観との調和
- 維持管理
- 廃止に向けて行う措置

<大規模太陽光発電施設の設置の許可制>

- 設置管理の計画を審査
- 設置から廃棄までを的確・継続して行うに足る経理的基礎の確認
- 事前の住民説明会の開催

【実効性の確保】

<事業者の義務>

- 計画に従った維持管理
- 基本情報の公開、標識の掲示
- 定期報告・事故報告
- 施設廃止時のパネル等の適正な処理

<是正手段>

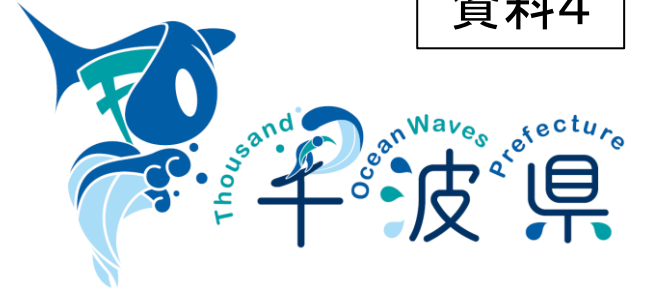
- 立入検査・報告徴収
- 勧告・公表
- 措置命令
- 指導・助言

<処分・罰則>

- 許可取消
- 罰則

※無許可の場合





議論いただきたい論点 (条例骨子案、基準案)

令和8年5月22日

温暖化対策推進課



1 趣旨・目的・責務

論点

責務規定は、どのような対象及び内容とすべきか。

背景

責務規定は規制そのものではないが、条例の趣旨・目的を具体化し、関係者に期待される役割を示すものであり、具体的な規制とともに施策の方向性を示すために適切な規定を置くことが必要とされる。

1 趣旨・目的・責務

論点

責務規定は、どのような対象及び内容とすべきか。

対象及び内容（他県条例等の例）

①県の責務

「総合調整」 「総合的な施策の実施」

「市町村との協力、連携」

1 趣旨・目的・責務

論点

どのような対象及び内容の責務規定とすべきか。

対象及び内容（他県条例等の例）

②設置者の責務

「関係法令の遵守」 「地域との良好な関係、情報提供」

③その他の関係者の責務

- ・市町村「地域における必要な調整」
- ・県民「施策への協力」
- ・土地所有者「不適正事業者への土地提供防止」（県ヤード条例他）

2 規制対象

論点

どのような太陽光発電施設を規制対象とすべきか。

背景

災害の発生防止、地域環境の保全、地域との共生の観点から、規制の対象となるものを確認したい。

2 規制対象

論点

どのような太陽光発電施設を規制対象とすべきか。

県の方針（案）

- ・ 太陽光発電施設（屋根等に設置するものを除く。）を対象とする。
- ・ 特に地域への影響が大きい出力1,000kW以上の施設を大規模太陽光発電施設として許可対象とする。
- ・ 出力1,000kW未満の施設に対し、基準を遵守するよう努めることを義務付ける。

3 施設の設置に当たり遵守すべき基準

遵守すべき基準

全ての太陽光発電施設（1,000kw未満を含む）の設置者に以下の基準を遵守するよう努めることを義務付ける。

- 1 防災上の措置
- 2 安全性の確保
- 3 周辺環境の保全 本日の議論項目
- 4 周辺地域の景観との調和
- 5 維持管理
- 6 廃止に向けて行う措置

3-1 周辺地域の景観との調和

論点

周辺地域の景観との調和をどのように確保するのか。

背景

太陽光発電施設はその景観（反射光を含む）が問題となることがあり、周辺地域の景観との調和を図ることが必要である。

3-1 周辺地域の景観との調和

論点

周辺地域の景観との調和をどのように確保するのか。

県の方針（案）

施設の配置、材料、色彩、パネルの設置角度について配慮することを求める。

3-2 維持管理

論点

施設を適切に管理するために、どのような維持管理が必要か。

背景

設置後の不適切な維持管理により、雑草の繁茂や、法面の崩落、施設火災などの問題が生じることがある。

また、災害等の発生により施設が損壊等した場合に、速やかな対応が必要。

3-2 維持管理

論点

施設を適切に管理するために、どのような維持管理が必要か。

県の方針（案）

- ・ 維持管理の体制の構築、施設の定期的な点検・修繕及び災害等発生時の対応を定めた維持管理計画の作成。
- ・ 施設の点検・修繕、災害発生時の対応の記録・保存を求める。
- ・ 計画に従い、維持管理することを設置者に求める。

3-3 廃止に向けて行う措置

論点

施設を適正に廃止するために、どのような措置が必要か。

背景

太陽光発電施設が事業終了後、不適切な管理又は放置された場合、感電や飛散、有害な含有物質の流出等が発生する可能性があり、設置者による、確実な廃止措置が必要である。

3-3 廃止に向けて行う措置

論点

施設を適正に廃止するために、どのような措置が必要か。

県の方針（案）

施設の速やかな撤去及び適正な処理を求めるとともに、土地の復旧を求める。

また、施設稼働中から、施設の撤去等の資金を確保することを求める。

4. 規制内容

論点

許可対象施設の設置に関し、どのような規制が必要か。

背景

国の各制度は、住民の全ての不安に対応できる制度とまではなっていないことから、国の制度ではカバーしきれない部分に対する規制を検討する必要がある。

4. 規制内容

論点

許可対象施設の設置に関し、どのような規制が必要か。

県の方針（案）

- ・ 申請者が施設の設置から廃棄までに必要な経理的基礎を有しているか確認する。
- ・ 申請者があらかじめ事業計画等を住民説明会の開催等により周知しているか確認する。
- ・ 設置者に対し、施設に係る基本情報の公開、標識の掲示等を義務付ける。また、情報へのアクセス性を考慮し、県も許可情報の公開を行う。

太陽光発電事業に係る条例検討会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県における太陽光発電事業に関する諸問題の解決に向け、新たな条例の制定を検討するに当たり、専門的な知識や経験を活かした意見等を聴くため、太陽光発電事業に係る条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 検討会議の構成員は、条例の具体的な内容その他必要な事項について意見等を述べる。

(構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 前項の構成員は、環境生活部長が選任する。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。

2 座長は会議を統括する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、環境生活部長が招集する。

2 会議は原則として公開するものとする。ただし、公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、検討会議において会議の一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りではない。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、環境生活部温暖化対策推進課に置く。

(存続の期間)

第7条 検討会議の存続期間は、検討に係る条例が制定されるときまでとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が検討会議の構成員に諮って定める。

2 検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例で設置される附属機関には該当しない。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表

区 分	人数
行政法に関する有識者	1名程度
企業会計に関する有識者	1名程度
国土計画や都市計画に関する有識者	1名程度
太陽光発電に関する有識者	1名程度